

第23期第14回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年7月5日(木曜日) 13:30～:15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸・	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實
第8番	宇野賀津美	第15番	久枝啓一
第9番	田坂健次		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第6番	寺尾俊行
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第6番	井下八郎

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	原道樹
事務局次長	横川俊彦	農地係長	田中賢禪
農政係長	谷口恭子	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 農地パトロールについて



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人・推進委員13人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

非常によく雨が降って、警報が連日でていいることで皆様もお困りのことと思います。今回の雨は大雨ということで、特に新居浜市、四国中央市、西条市と警報が出ており、大雨で土砂災害等の崖崩れが心配される所があると言われておりますので皆様も色々と注意していただいたらと思います。

それでは、ただいまから平成30年 第14回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は、「農地パトロール」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田幸・委員と近藤美喜男委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、渡邊勝俊委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(渡邊委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、畑4筆、合計面積4,703平方メートルでございます。

2 ページをお開きください。

申請は、57番の(1-1)さんから60番の(1-4)さんまでの4件でございます。

内訳といたしましては、期間は、3年3カ月間が3件、4年9カ月が1件。利用権の種類は、いずれも使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、57番から60番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか
(「なし」の声あり)

●藤田会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長 議異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、渡邊委員の入席)

●藤田会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●藤田会長 3ページをご覧ください。

議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹 議案第2号につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づく承認(変更)申請で、第3番の1件でございます。

変更内容としましては、平成30年6月5日に承認した特定農地貸付け、43農園、畑49筆、32,569.38平方メートルを、42農園、畑48筆、31,518.38平方メートルに変更するものです。

4ページをお開き下さい。

変更内容は解約で、土地の表示が、岸の上町一丁目、畑1筆、面積1,051平方メートル、土地所有者は、大阪市の(2-1)さんです。

ご審議の程よろしくお願いたします。

●藤田会長 ありがとうございます。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

○合田委員 これは、自分で耕作するから土地を貸してくれと、そういうことですか。

- 原主幹 この土地については、借り手がほとんどいなくなったので返してくるという形です。
- 合田委員 貸し手側の問題ではなく、借り手側の問題ですか。
- 原主幹 借り手側の問題です。市民農園を使っている利用者さんが減ってきている。
- 藤田会長 他に御意見、御質問はございませんか。
 （「なし」の声あり）
- 藤田会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。
 （「異議なし」の声あり）
- 藤田会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。
- 藤田会長 5ページをご覧ください。
 議案第3号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。
- 原主幹 議案第3号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく証明願で、第1番の1件でございます。
 6ページをお開きください。
 第1番、庄内町二丁目、田、3筆、合計面積2,502平方メートル、相続人は市内在住の（3-1）さん、被相続人は、（3-2）さんです。
 証明内容といたしましては、続柄は長男で、同居、相続開始年月日は、平成29年10月24日です。
 ご審議の程よろしく願いいたします。
- 藤田会長 ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。
 御意見、御質問はございませんか。
 （「なし」の声あり）
- 藤田会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の賃借権及び所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権及び所有権移転で、第22番から第24番までの3件でございます。

8ページをお開きください。

第22番は、船木字池田、畑、1筆、面積599平方メートル、譲受人は市内在住の(4-1)さんです。

譲受人は現在、5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲渡人が市外在住で管理が困難なことから、兄である譲受人に賃借権を譲渡する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第23番は、下泉町二丁目、田、1筆、面積409平方メートル、譲受人は市内在住の(4-2)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲渡人が農業経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び稲作を予定しております。

9ページをご覧ください。

第24番は、角野新田町一丁目、田、1筆、面積495平方メートル、譲受人は市内在住の(4-3)さんです。

譲受人は現在、6反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲渡人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第22番から第24番までの許可要件につきましては、議

案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第22番から順に、1ページ目から3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、22番については、地元委員であります高橋 眞次委員から、23番については、近藤 美喜男委員から、24番については、小野 春雄委員から、ご報告をいただきます。

それでは、まず、高橋委員お願いします。

○高橋委員

先程の事務局の説明の通りでございまして、許可要件に満たしております。本人については適正に農地をして管理しており、何の不安もないので提出いたしました。

●藤田会長

ありがとうございました。次、近藤委員お願いします。

○近藤委員

この土地については、前回3月に承認された土地と隣接しておりまして、その一体が全て(4-2)さんになっている。ただ、今回の申請の土地については前回3月にもふれましたけど、土地の南北の端に水路があり途中で田んぼを横切っているような水路もありまして、3月に承認された土地の段差が700程あるというようなところで、どういう出入りをするのか少し気になるところです。農道があるのですが、十分な広さでは無い状態でトラクターがやれやれ入るくらいかなという心配もあります。それと、周囲の影響は隣に水路、農道を挟んで1人畑を耕作している方が居ますけど、あまり問題はない。住宅との堺もブロック塀がありこれも影響がない。3月に承認された土地と合わせてまだ、整備ができていない状況で、いつから耕作で

きるのかというようなどころもあります。最終的には今言った水路、前回の承認された土地の中にある水路、この辺について用途廃止するという考えもあるみたいなので今からどういう整備をして、という広さに区切るのかこの辺を注視していきたいと思います。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。次、小野委員お願いします。

○小野春委員

24番の案件について説明させていただきます。譲受人の(4-3)さん、年齢も60歳ということで若い頃からお父様と一緒に農作業をされていたのを私もご近所なのでよく拝見しております。前向きに農業に取り組んでおられる方なので今回の取得の495㎡は稲作予定になっているのですが、本人のやる気でしたら十分管理できるものと確信しております。そして、近所の状況におきましても何ら問題がないと確信しております。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第4号22番から24番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号22番から24番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。

11ページをご覧ください。

7番、大生院 字岸影、畑1筆、申請人は、(5-1)さん。

内容は、自己住宅 96.05平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。なお、農用地の除外があります。

8番、萩生字段ノ上、畑1筆、申請人は、(5-2)さん。

内容は、自己住宅用地 101.44平方メートル、一体利用地として、宅地 52.94平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上、7番及び8番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、7番及び8番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

12ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、13件です。

13ページをご覧ください。

93番、八幡一丁目、畑2筆、譲受人は、(6-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

94番、船木 字大久保、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。

内容は、自己住宅74.52平方メートル、一体利用地として、山林 33.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

95番、宇高町三丁目、畑2筆、譲受人は、(6-3)さん。

内容は、自己住宅113.03平方メートル、一体利用地として、宅地 33.75平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

96番、松神子三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-4)さん外1名。

内容は、自己住宅兼店舗108.89平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

97番、萩生 字岸ノ下、畑1筆、譲受人は、(6-5)さん。

内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地998.69平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

98番、清水町、田1筆、譲受人は、(6-6)さん。

内容は、建売住宅(1戸)47.99平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

99番、船木 字下長野、畑1筆、譲受人は、(6-7)さん。

内容は、露天資材置き場・駐車場、いったい利用地として、宅地19, 436. 59平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

100番、田の上四丁目、畑1筆、譲受人は、(6-8)さん。

内容は、自己住宅60. 48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は30年です。

101番、上原二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-9)さん。

内容は、自己住宅71. 63平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

102番、高木町、田1筆、譲受人は、(6-10)さん。

内容は、貸し店舗202. 44平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

103番、高田一丁目、田1筆、譲受人は、(6-11)さん。

内容は、自動車展示場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

104番、船木 字元船木、畑4筆、譲受人は、(6-12)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

なお、甲3999番地については、現況が雑種地となっておりますが、電力会社の鉄塔敷になっており、所有権移転をするために

申請地に含んでおります。

17ページをご覧ください。

105番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は、(6-13)さん。

内容は、建売住宅(8戸)473.23平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、93番から105番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、93番から105番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

○合田委員

最近、小作権を放棄するというような事例が沢山できて、実はこの内の合意解約の仕方の問題を提起したいと思います。合意解約をする場合は、借り主と地権者とそれぞ

れ署名捺印する訳ですけど、届け出はどちらかの方が農業委員会の方に届けば受付けてくれる、というやり方になっていると思うのですが、その場合に事例なのですが返します、そしたら受け取ります、そういう話はできておりますが書類を作る届け出は一方の人が届けてここへ署名捺印して下さいと地積についての詳細な内容とかを書いて署名捺印して下さいということで、白紙でその依頼人に提出したと。後でその白紙の中に合意解約とか離作保障あり、なしとかいうようなことを書くのですが、今回のケースはそういう白紙で出しておいて後から農業委員会の方で届けた段階で離作保障なしとこういう届け出の仕方をしたということなんですね。ところがそれを見て離作保障が無いというのを見て返す側はそんなつもりではなかったと、離作保障はなんぼかもらうつもりだったと、こういうことを話し合っていないのにこういうことになったと、そういう事情がでてきている。私は、合意解約する場合は依頼する委任状とかそういった物を携えて届け出をすると、いうような形にした方がよいのではないかと、今、委任状も何もないままに一方の人が届けると、届けた細かい内容については農業委員会で指導を受けながら書類を作ると、細かいことについては依頼した人間は分からない。そういうような状態ではこれからもトラブルが発生するのではないかと思いますので、何か受付の仕方を改めてもらった方がよいのではないかと思います。

○原主幹

通常の場合合意解約については貸主と借主がお互いに署名されて認め印鑑を押していただいているのですが、土地の表示とかは白紙の状態です事務局に回ってきたことはないです。それで、離作保障あり、なしについてはどうしても必要な事項なので記入がなければその場で聞き取り、持ってくださいの方に聞き取りをして、ありかなしかの判を押す程度なんです。その、白紙の状態です片一方の方が署名捺印をされるというのはこちらの方では想定していません

すけど、当然、署名されたら解約するって話なのでですから中身、地番も全て書いた状態じゃないと通常、署名されないんじゃないかと思うのですけど。

○合田委員

それは先程言いましたように地積については書いてある。ただ、離作保障ないとか、合意解約とか書いていない。合意解約は合意しているわけですからその人に任すんですけど、離作保障なしという判をついてある。自分で書いたのではなく。判を付くということは農業委員会が届けた段階で判を付いたということですか。

○原主幹

はい、そうです。確認しながら持ってきた方が離作保障がなかったということで判を押しているのです。

○合田委員

持ってきた人は知っているけど、依頼者は知らないわけですよ。だから、委任状を考えるようにしてするようにしたらどうかと思います。

●藤田会長

委任状までは必要ない。慣行小作権の人の話であって、使用貸借は別にないですから離作保障もない。あるのが当たり前で、お互いに話をする時に何を話して合意解約の署名捺印しているのか。その時にそれがあのですから当然事務局に出したら受け取らず書類不備で出し直してもらう。合意解約をする時に何を話しているのか。こちらにふってくるのがおかしいのでは。

○合田委員

最近慣行小作の離作保障なしがほとんどですよ。もう、自分が作れなくなったから返します。年貢を払うのもたいそうな。

●藤田会長

それも、話し合いですよ。合意解約をする時に何を話しているのか。こちらにふってくるのがおかしいと私は思いますよ。合意解約をされる時に十分話をして判を押してそこまでしていただかないと困ります。勝手に事務局が○を入れたとかいうようなことではない。申請者がそれだけの合意解約をされてきているのですから、その時に記載がないから確認したのであって、所有者の方が間違っていると思いますよ。それぞれが、合田委員さんが言われるよ

うに上の価値があるとかないとか、慣行小作権については
だいたい今は同等の立場いうところが圧倒的な、それ以上の
事はお互いの話し合いの中で色々決めていただく。その
基準になってちゃんとお話をされる。この最近おかしいの
は、代々ある土地を相続人が亡くなった時に後に相続せず
に文句をいう人がいる財産管理ができてない。それは、あ
なた方の責任ですよ。それぞれの所有者、半分の所有者
を持っているのですから表には出てきませんが、しっかり
とした財産管理をしていただきたい。分からない事があ
ったら知っている方、事務局に相談してほしいと思います。
合田委員さんが仰るようなことがあるというのも一つの提
案としてお聞きしておきます。

○近藤委員

一ついいですか。今の話を聞いていると、届け出用紙に
離作保障あり、なしを選択できるように最初からプリント
しといたらどうですか。

○原主幹

今の様式にはあり、なし○を付けるようにはなっていま
せん。離作保障については話し合いになりますので変に事
務局があるとかないとか言ってしまったら解約自体がご破
算になる可能性もあるので私たちも慎重にならざるおえな
いのです。絶対に貰える、貰えないとか言えないので、来
てくださった方にあったか、なかったかだけ教えてくれま
せんかと確認しているだけです。

●藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。
なお、14時25分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内して
おりましたとおり、「農地パトロールについて」を議題とい
たします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○谷口係長

農地パトロールについて、説明いたします。日頃から、

担当地区の農地利用状況に目を配る日常的なパトロールの実施をお願いしておりますが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められており、今年度も農地パトロールを実施したいと思っております。

調査手順につきましては昨年同様となっておりますが、確認の意味で改めて説明させていただきます。

農政関係資料1ページの「平成30年度 農地パトロール班分表（案）」をご覧ください。

まず、班編成につきましては、農協の支所別に地区を分け、昨年度の実績を基に作成しておりますので、確認後、班ごとまたは個別に現地調査をする日程を決めていただき総会終了後に事務局まで日程の報告をお願いいたします。

なお、日程が決まらない場合には、お手数ですが、後日、事務局までご連絡ください。調査の期間といたしましては、7月9日から8月一杯を目途に実施したいと考えております。また、昨年同様、現地調査には職員が同行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に調査方法ですが、お配りしております、荒廃農地一覧と農政関係資料2ページの荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。

荒廃農地一覧ですが、左から、所在地、上段に所有者、下段に耕作者、現況面積、登記簿地目、現況地目、平成29年区分、新旧の別、解消分類、解消日、意向、平成30年の欄、右端に地図帳のページを記載しております。

荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。「新旧の別の欄について」ですが、今回の調査で新規に発見した荒廃農地の場合は、一覧の中にデータがありませんので、一覧表の最後にあります「農地パトロール新規発見分」に記入の上、地図には赤で印をつけてください。再発見の場合は、「再（発）」を記入してください。

次に、解消分類の内訳ですが、アが、営農再開、イが、基盤

整備後営農再開、ウが保全管理、空欄については、再生利用が可能な荒廃農地となっておりますが、昨年度も基盤整備事業を実施しておりませんので、イについては今回も該当はありません。

次に、意向の欄ですが、利用意向調査の結果になります。自作地の場合は、1 中間管理機構を利用してもよい、2 新居浜市農業再生協議会を利用してもよい、3 自ら貸したいまたは売りたい、4 自ら耕作、耕作予定、5 その他になります。所有者と耕作人が違う場合は、耕作者に意向を確認しております。1 自ら耕作、耕作予定、2 所有者の方に返したい、3 その他となっております。

お手元に、昨年調査した結果を色塗りした住宅地図をお配りしております。アの営農再開がオレンジ色、ウの保全管理が水色、空欄の再生利用が可能な荒廃農地が緑色で塗っておりますので、一覧とあわせてご確認ください。委員の皆様には、お忙しいところ申し訳ありませんが、現地調査の前にお時間があれば、事前調査をお願いできればと思います。

お忙しい時期ではありますが、よろしく願いいたします。

●藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質疑等はありませんか。

●藤田会長

どうぞ近藤委員さん。

○近藤委員

この中で意向調査については、前回台帳の方で各自の意向を聞いたものを○で囲んで提出したのですが、それはこれには全く反映されていないのですね。

○横川次長

年末をお願いいたしました農地基本台帳調査、ここに書いてある利用意向調査というのは、遊休農地ということで指定をされた方に別途郵便で一昨年お送りをしまして、それも国の方で調査内容が決まっております。ここに書いてある5つ、あるいは小作人に対して3つの事を聞きなさいよ、とそれで例えば自ら耕作したい、あるいはどなたかに貸したい、そういう意向がある方についてはその通りにしないと税金が1.8倍に上がる可能性がありますよ、とい

うような課税強化が行われております。愛媛県内で今のところ課税が強化されたという事例はあがっておりませんが、ここで書いております利用意向調査と台帳上の意向とは全くリンクされておりません。基本台帳調査の方は農地台帳を制作する時に農地台帳の中でそれを反映させなさいよ、というような項目になっておりますので農地パトロールの方とは全く違うものでございます。

○近藤委員

それについても意向調査の中でまるめてトータル何㎡という形なので我々も何筆あるか分からない状態、それに、どの土地を貸したいのかも分からない。調査結果を渡す時にコメントをつけて僕は提出したのですが、その辺は検討されていないのでしょうか。台帳調査の時に一筆ずつあったらそれは荒廃地なのではないかとということが全部言えるわけなんですよ。

○横川次長

お話をいただいている台帳調査なのですけれども、各自の方に一筆ずつの土地が何㎡あってどこにあるというような明細をお渡しする事については、ご希望として把握はしていたのですが、今後検討をしていくのは結構難しい。ここを貸したいというような事については基本台帳調査7番のところ、こういう土地をお持ちなのでこれを貸したいです、売りたいです、というような意向を書いているもの、同意が得られる方についてはホームページに、皆様の方にも情報としてはお渡ししていると思うのですが、ホームページの方に貸出希望ということであっせんをお願いすることもありますので皆様の方にはお伝えはしている状態です。各自の方へ一筆のものをお渡しすることができるかどうかについては今後、台帳上それが可能かどうかを調べてからじゃないとご返答ができませんのでもうしばらくお時間をいただけたらと思います。以上です。

○藤田（健）委員

荒廃農地の調査、保全管理とか農地の転用をした時にこの地図で消えるのはいつ消えるのですか。例えば解消分類、アで営農再開、完全に畑や田んぼになつとるところも消え

ていないんですよ。何年したら地図は消えるのですか。

○横川次長

農地パトロールというのは全国農業会議でやっているものですが、同時に中四国農政局がやる荒廃農地調査というのも同時にやります、というように全国農業会議が決めております。全国農業会議がやっている農地パトロールにつきましては営農が再開されている場合には営農再開というようなことでそのリストから外れるのですけれども、中四国の農政局がやって行っている荒廃農地調査、これは一度リストに載ってしまうとずっと消えません。過去にそういうことがあった所については常に見なさいよ、というような調査方法になっているので色は消えないということになっております。

○横井委員

さっき言っていたように税金の関係も違ってくるのですか。

○横川次長

税金については関係ございません。基本我々の方としても非常におかしいと思うのですが、荒廃農地調査の関係上どうしても5年だろうが10年だろうが、全て載せて報告しなさい、という形になっているものですので大変申し訳ないのですが消すことが出来ない状態です。

○岩崎委員

パトロールを何年からやっているのか分からないのですが、これ僕の土地が載っているのですが荒らしたことは無いのに何故載っているのかと思ひまして。

○横川次長

それはおそらくこちらが記載する際に間違いがあったと思われる。そういう間違っただけのものについては中四国農政局等に確認したうえで取り消そうと、今年なのですがお話ししております。それに関連してなのですが、一度登録されてしまうと二度と消えないということになりますので、その辺の判断について非常に慎重にお願いをできればと思います。

○池田委員

農地法上の遊休農地と荒廃農地の定義の違いはどういう違いがあるのですか。

○横川次長

遊休農地と荒廃農地についてなのですが、色んな法律等

に基づいて判断が違って参ります。農政省の方でもあまりにも違いがあるというのはおかしいのではないかと、5年前くらいに一度統一しようと手順ができました。簡単に言いますと荒廃農地はA分類、B分類があり、B分類は重機等で耕したり、単に人力では再生できない荒廃農地のことをB荒廃農地と言っております。実際に保全管理から大きな木とか岩がないそういうものについてはA荒廃農地という形にしております。詳しくは資料がございますので、来月にでも皆様にお渡しできたらと思います。

○池田委員

我々の方は遊休農地と荒廃農地の違いを簡単にガイドラインに書いてもらうとか、農地の一覧表で荒廃農地のところで従来これまで農地法に基づいた勧告だとかひと言ありますね。そういう経緯が果たしてあったのかなかったのか、荒廃農地に対してはこれまでこういう指導をしてきたとか、通常何回やったとか、そういう情報がこの一覧表の中にあると各委員さんが理解しやすいのではないかと思います。こういったところも考慮していただけたらと思います。

●藤田会長

はい、守谷委員さん。

○守谷委員

この地図はいつからの地図ですか。何年かしたら地図も変えてもらわないといけない。

●藤田会長

地番が入っているブルーマップという地図で、2016年版でやっていますので部分的に入っていないところがあるかもしれません。毎年、更新されているわけではないので、新しく出たらやり直します。

●藤田会長

はい、村上委員さん。

○村上委員

台帳の氏名、亡くなられた方4、5人居るのですが名義変更されてないのですか。

○横川次長

お名前が書かれている方については現在の持主さんという形になります。ですので登記簿上亡くなられても再登記をしていない場合はそのままのお名前になります。

●藤田会長

はい、藤田委員さん

○藤田（健）委員

農地転用で、太陽光発電に変わっている場合でもこの地



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員